

「過重労働解消キャンペーン」を実施します

～ 無料の電話相談や過重労働解消セミナーなどを実施～

東京労働局では、「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します。

過労死等防止対策については、過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱(平成27年7月24日策定、平成30年7月24日変更)」に基づき取り組みを行ってきましたが、都内においても、依然として長時間労働の実態が認められます。

本年4月から改正労働基準法等が施行されましたが、働き方改革の実行・実現のためにも、長時間労働対策の強化が喫緊の課題となっていることから、昨年引き続き、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することといたしました。

今年のキャンペーンでは、以下の取り組みを行います。

1 無料電話相談を実施します

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、東京労働局などの担当官が相談に対する助言・指導を行います。

令和元年10月27日(日) 9:00～17:00

0120 - 794 - 713 (なくしましょう 長い残業)

2 重点監督を実施します

長時間の過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などに対して重点的に労働基準監督署が立入調査を行います。

3 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、9月から11月にかけて都内で計8回、「過重労働解消のためのセミナー」を実施しています。(無料でどなたでも参加できます。)

【専用ホームページ】 <http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>

4 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

東京労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている企業を訪問し、取組事例を紹介します。

5 労使の主体的な取組をお願いします

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合などに対し、東京労働局から協力要請を行います。

厚生労働省過重労働解消キャンペーン特設ページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html>

QRコード

